

令和 6 年 6 月 11 日

第 6 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和6年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年6月11日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石 松 雄 平
会長職務代理者	1 番	穴 井 英 雄
委 員	2 番	田 代 カズヨ
	3 番	穴 井 幸 子
	4 番	松 野 英 一
	5 番	時 松 達 也
	6 番	飯 沼 由 彦
	7 番	時 松 浩 一 郎

農地利用最適化推進委員 下城地区 宮崎 徳雄、中村 孝

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
番号6 附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画
について（一括方式）

第4 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
番号2 附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画
について（利用権貸借）

第5 議案第4号番号1 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項
の規定による農地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴 井 徹（欠席）

事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和6年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番田代カズヨ委員、3番穴井幸子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。議案書1ページを開いてください。農地法第4条第1項の規定により下記の農地について申請がありましたので意見を求めます。令和6年6月11日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

 議案第1号番号1です。農地の所在は、大字下城字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況地目共に畑、転用面積は、943㎡です。申請人は、記載の通りです。転用目的は、杉の植林です。備考欄に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付されています。詳細は、別冊の資料1をご覧ください。1ページが許可申請書の写しです。スギ苗がすでに165本植栽されています。2ページが始末書になります。内容を要約しますと以前は、椎茸栽培用のハウスが申請地にありましたが、一昨年

にハウスを取り壊し、地目が畑としての認識が薄く、杉苗を植栽してしまったようです。今後は、このようなことが無いように農地の転用に関しては、事前に農業委員会に相談し、農地法を遵守していきたい。という旨が記載されております。3 ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性の記載があります。農地としての維持管理が難しいため、周囲と同じ山林として維持していきたいと記載があります。計画概要の転用面積は、登記簿面積と同じ 943 m²です。給排水計画については、後ほどの給排水計画図のページで説明します。被害防除計画については、土砂の流出に対しては申請者が責任をもって対応するとのこと。また周辺の営農などに影響を及ぼした場合は責任をもって対応することが記載されております。資金計画については、追認許可申請であるため計画はありません。4 ページが位置図、5 ページに航空写真上の位置図です。周辺は山林に囲まれています。6 ページが配置図、7 ページが給排水計画図です。給水はなく、排水については、雨水以外にはありません。雨水は基本的には自然浸透ですが、自然流下の雨水については、青矢印の方向に流れることになります。8 ページが現地立会時の写真、9 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件についきましたは、6 月 4 日に私と宮崎推進員、中村推進員、事務局で現場を確認しました。現地は、すでに杉苗が植栽されている状態でした。所有者が農地としては維持するには困難と判断したため、許可を受けずにスギを植えてしまったようです。この転用により周辺の営農に支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 この場合は、地籍調査後に地目が畑となっており、周りは山林に覆われていたため畑という認識がなく植林したということですが、以前、地籍調査後にいつの間にか山林になったという

話しがありました。地籍調査時の地目の変更は、所有者の意向は、関係ないのでしょうか。

事務局 今回の申請地に関して回答しますと地籍調査時に椎茸栽培用のハウスが建てたため、畑地目として判断されたようです。地目は、調査時の土地の状況、利用状況で判断されるため所有者の意向は反映されません。

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 6「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 6 年 6 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第 2 号番号 1 から番号 6 については、農地の利用権設定時に農業公社を介した貸し借りになります。

議案第 2 号番号 1 です。利用権を設定する農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 5 筆です。地目は、登記簿、現況、5 筆共に畑、面積は、合計 30,075 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は、後ほど説明します。

次に番号 2 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿、現況、4 筆共に畑、面積

は、21,463 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。

次に議案書4ページです。番号3です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に畑、面積は、14,792 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。

次に番号4です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、3,683 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。

次に番号5です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、7,419 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。

議案書5ページです。番号6です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、5,710 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。

別冊資料1の10ページを開いてください。10ページから12ページが所有者から熊本県農業公社に貸し付ける農用地利用集積計画書になります。次に13ページが先ほどの番号1の耕作者と熊本県農業公社の農用地利用集積計画書になります。右側に賃借料の記載があります。10a当りの金額がそれぞれ違う理由は、登記簿面積でなく、作付け面積ベースで各筆の賃借料が算出されているためです。14ページが番号2の耕作者と熊本県農業公社の農用地利用集積計画書、右側に賃借料の記載があります。15ページが番号6の耕作者と熊本県農業公社の農用地利用集積計画書、同じく右側に賃借料の記載があります。16ページが番号3と番号4、番号5の耕作者と熊本県農業公社の農用地利用集積計画書、同じく右側に賃借料の記載があります。17ページに航空写真上に今回の申請地の位置及び耕作者ごとに色分けした図を添付しています。補足ですが、今回の申請地は、以前は全て番号1の耕作者が借りていました。貸し借りの期間満了に伴い、小国町での農業経営規模を縮小すること、周辺営農

者に次期耕作者を相談したところ、今回の 3 者が規模拡大の意向がありました。その 3 者と事務局で現地確認をおこなったうえで、利用権設定をすることとなりました。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 新規のところは、農作物は何を作りますか。

事 務 局 17 ページの色枠で説明します。赤色枠、オレンジ色枠と緑色枠は主に甘藷等を作ります。黄色枠は、飼料作物を作ります。今後、耕作者の都合で他の農作物に変わる可能性もありますが、現状は、先ほどの農作物を栽培するために借りることになります。

5 番 1 番の赤色枠の方ですけど、以前現地確認を行った時に入り口の赤色枠の手前のところは、ハウスが建てられていたと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか？

事 務 局 変わらずハウスが建っている状況です。

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 6 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 6 の原案について同意することを決定します。

議 長 日程第 4 議案第 3 号番号 1 から番号 2「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 6 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 6 年 6 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第 3 号については、農業公社を介さない、所有者と耕作者の相対での利用権設定になります。

議案第 3 号 番号 1 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、面積は、697 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 3 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号 2 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、面積は、1,345 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第 3 番号 1 から番号 2 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 番号 1 から番号 2 の原案について同意することを決定します。

議長 日程第 5 議案第 4 番号 1 「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 7 ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和 6 年 6 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第 4 号については、農業公社を介した、耕作者との貸し借りになります。

議案第 4 号番号 1 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、5,026 m²です。権利種別は機構法賃貸借、内容は、転貸の新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、畑、期間は 1 年 10 カ月の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

この申請地については、資料 1 の 17 ページで補足説明させていただきます。現状は資料に載せてある方が耕作されていましたが、条件が合わないということで、耕作できなくなりました。今回の新しい耕作者の方が残りの期間 1 年 10 ヶ月耕作するということです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 この耕作者は他の所を借りていますが、耕作できない理由は何でしょうか？

事 務 局 一番の理由は、鳥獣関係で被害が出やすいということで、耕作条件が悪いとのことでした。

7 番 新規であれば改めて契約する手法はないのですか。引継ぐというのは、通常の方法ですか。

事 務 局 今回の場合、改めて 5 年間の利用権設定をするとすると所有者と公社の間での設定権も関わり、書類作成や作業工程が多くなることとなります。そのため所有者と公社の利用権設定は、当初設定した 5 年間の利用権設定を満期まで変更しないことになりました。結果、公社と新たな耕作者との間で残りの期間 1 年 10 ヶ月の利用権設定をおこなうこととなります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 4 号番号 1 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

令和 6 年第 6 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

3 番